

議案第78号

養父市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条
例の制定について

養父市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固
定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年12月8日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化
のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条
例

養父市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固
定資産税の課税免除に関する条例（平成23年養父市条例第22号）の一部を次のよ
うに改正する。

第1条中「法第25条」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基
盤強化に関する法律第26条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第78号 養父市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照
 条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に定められた促進区域において、法第13条第4項の規定により承認された地域経済牽引事業計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従い、<u>法第25条</u>の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除をすることにより、市における地域経済牽引事業を促進し、成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に定められた促進区域において、法第13条第4項の規定により承認された地域経済牽引事業計画（法第14条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの。以下「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従い、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条</u>の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に定める施設（以下「対象施設」という。）を設置した事業者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除をすることにより、市における地域経済牽引事業を促進し、成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。</p>